

## 教職員と生徒及び保護者との連絡手段及び個人情報に係わる規定

### 1 基本的な考え方

- (1) 学校所属職員と生徒や保護者間で電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という）を取得や提供(以下「取り扱い」という)を行うことは個人情報の利用や管理に該当し、厳正な対応が求められる。
- (2) 生徒や保護者に対し、授業や部活動などにおいて緊急性のある連絡や安全上の指導事項に係わる連絡を行うにあたり、電話番号等を利用することは一定の有効性や利便性が認められる。

### 2 上記基本的な考え方に基づき、生徒や保護者および第三者から誤解を招くことのないよう、電話番号等の取り扱いに関して次の規定を設ける。

- (1) 管理職の許可を得るものとする。
- (2) 所属職員と生徒、保護者で取り扱う情報の手段は、電話および電子メール、通話アプリケーションとする。
- (3) 対象は次の範囲とする。
  - ア 担任、学級の生徒およびその保護者
  - イ 部局活動の顧問と該当生徒およびその保護者
  - ウ 課外活動等（委員会活動や進路活動など）で引率する場合の引率教員、該当生徒およびその保護者
  - エ 本校で使用している生徒保護者送信一斉メール
  - オ 卒業や各種活動の終了など、対象外となった電話番号等は直ちに削除する。

### 3 電話番号等の活用に関して次の規定を設ける。

- (1) 授業や部活動、課外活動等で緊急性を要する内容
- (2) 自然災害などに関して緊急性を要する内容

### 4 電話番号等の活用に関して次の注意事項を設ける。

- (1) やり取りした情報や内容に関しては第三者に提供せず、利用目的終了後必ず削除する。
- (2) 個人的（私的）な情報や内容に関しての使用は緊急性がある場合を除き使用しない。また緊急性のある場合は必要最小限の情報のやり取りとし、複数の教員で学校や家庭訪問の中で対応する。